

ワーキング・グループの運営について

1. ワーキング・グループは、顧問会議から依頼のあった具体的改革事項について、集中的に検討を行い、顧問会議の円滑な審議に資するための議論の整理を行って顧問会議に報告する。
2. ワーキング・グループは、座長と協議の上、顧問会議で議論すべきと考える具体的改革事項についても議論の整理を行って顧問会議に提示することができる。
3. ワーキング・グループの会議、資料については非公開とする。